

大田区立障害者福祉施設整備基本計画（大田生活実習所）への意見要旨と区の考え方

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
1	説明会	説明会の開催を要望する。	<p>新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言発令中は差し控えますが、今後の感染状況に応じ、説明会の開催を検討いたします。実施方法については、感染症の状況を考慮し、改めてお知らせいたします。</p> <p>なお、今回いただいたご意見や、配布いたしました資料については、区のホームページでも公表をすることとしました。</p>
2	計画案	既に計画が決定したかのような資料に見える。地域交流や周辺環境への配慮について考えていただけるのか。	<p>これまで地域の皆様とはお祭り等を通してお付き合いをさせていただき、多大なるご支援を賜ってまいりましたこと、深く御礼申し上げます。改築後も、引き続き変わりないお付き合いをさせていただくことから、周辺環境への配慮につきましては、地域の皆様のご意見を踏まえながら本計画を進めてまいります。</p>
3	計画案	配布された資料では、配置案が分かりづらい。近隣住宅との境界と建物の高さについて具体的な図面で示してほしい。	<p>詳細な配置及び建物の高さについては、建築基準法を遵守するとともに、建物高さにおける圧迫感の軽減等を考慮しながら、基本設計の中で検討してまいります。</p> <p>検討が進み、詳細な図面等の用意が出来た段階で改めて説明させていただきます。なお、敷地が区道に接する部分は、区の「公共施設整備指針」に基づき、現況の道路に沿って、施設敷地内に幅2mの歩道を整備いたします。</p>
4	実習所建設時の取り交わし	昭和53年に東京都が大田生活実習所を新築した際に覚書を交わしたと聞いている。内容を遵守してほしい。	<p>地域住民の方と東京都の間で書面で取り交わした覚書は、区でも内容を把握しております。取り交わし当時から年数が経過しておりますので、当事</p>

			者の方々と改めて内容を確認しながら進めてまいります。
5	実習所建設時の取り交わし	新築時の説明会で、東京都から①将来の増改築時には既存の高さ以上の建物は建築しない。②園庭には増築しない。と説明があった。本計画はこの約束を守っているのか。	<p>近隣にお住まいの皆様にとって、環境の変化を心配されるお気持ちは十分存じております。</p> <p>実習所建設後、49年が経過し、障がいのある方の状況は大きく変化しております。障がいのある方の人数が大変増加している一方、ご家族の高齢化で、ご家族に頼る支援が困難となり、日中の活動の場としての通所施設の整備拡充が求められております。</p> <p>また、大田生活実習所が建設された昭和50年代とは異なり、現在の建築基準は、より環境に配慮されたものになってきております。皆様のご意見を踏まえながら、現在の建築基準等法令を遵守し、双方にとって良好な環境が整備できる計画となるよう、今後ご説明の機会を持ちたいと存じますので、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>
6	周囲への影響（日照）	4階建ての建物が建つと、周囲の住宅の日差しが遮られるのではないかと。	中高層建築物が周囲に落とす日影の時間を規制する建築基準法の日影規制を遵守するとともに、「大田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、日照等について事前に説明させていただきます。
7	周囲への影響（風向き）	建物の高さが高くなることで風向きへの影響はあるのか。また、2棟建つことで建物間の通路に強い風が吹くことになるが、台風時などの対策はされるのか。	建物の詳細な配置とともに、基本設計の中で検討していきます。検討が進み、詳細な図面等の用意ができた段階で、改めて説明させていただきます。
8	周囲への影響（テレビの電波）	4階建てが建つことでテレビの電波に影響はないのか。	設計の各段階では、デジタルテレビ放送受信障害予測調査を実施いたします。調査の結果、受信障害が見込まれた場合は、「大田区デジタルテ

			レビ放送受信障害対策処理要領」に基づき、受信障害対策を行います。
9	建物	4階建ての建物が2棟必要な理由を教えてください。3階建てや、1棟だけにすることは出来ないのか。	<p>実習所建設後、49年が経過し、障がいのある方の状況は大きく変化しております。障がいのある方の人数が大変増加している一方、ご家族の高齢化で、ご家族に頼る支援が困難となり、日中の活動の場としての通所施設の整備拡充が求められております。</p> <p>何卒、本計画にご理解をいただけますよう、お願い申し上げます。</p> <p>なお、現大田生活実習所の高さは2階建てで8.6mです。改築後は4階建ての予定ですが、設計前のため現時点では正確な高さは未定です。建築基準法を遵守するとともに、建物高さにおける圧迫感の低減等を考慮しながら、基本設計の中で検討していきます。参考として、4階建ての区施設の高さは約15m～17mです。</p>
10	建物	現在の塀は改築後も位置等は変わらないのか。車庫の出入りなど、周囲に影響が出るため、出入口等にはしないほしい。	<p>塀については、公共施設整備指針に基づき現況の道路に沿って幅2mの歩道を整備するため一旦撤去し、歩道整備後、セキュリティ対策として歩道沿いに新設する予定です。</p> <p>詳細な位置や高さは、建物出入口の位置とともに、今回いただいた意見を参考に基本設計の中で検討していきます。</p>
11	建物	西棟と東棟建物の幅は現在と同じなのか。	<p>建物幅については、建物幅における圧迫感の低減等を考慮しながら、基本設計の中で検討していきます。</p> <p>検討が進み、詳細な図面等の用意が出来た段階で改めて説明させていただきます。</p>
12	建物	本計画で通所者の大声が少しでも聞こえなくなることを望む。	<p>今回いただいた意見を参考に遮音性能の高い建具や吸音性能の高い仕上げ材を使用するなどの防音対策を</p>

			基本設計の中で検討していきます。
13	建物	4階建てとのことだが、水害時に一般の住民も避難できる場所になるのか。	<p>改築後も「福祉避難所」として使用予定です。基本的な対象者は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）です。</p> <p>なお、大田生活実習所周辺で指定されている水害時緊急避難場所は中萩中小学校、出雲中学校、都南小学校、出雲小学校等がございます。</p>
14	工事	工事の期間中、斜め向かいにある中萩中小学校の生徒の安全は確保できるのか。	交通誘導員の適切な配置や、登校時間中の工事車両通行禁止等の措置を行い、児童の安全を最優先に工事を進めてまいります。
15	工事	建設作業は平日の日中のみとし、土日や祝日は行わないでほしい。	<p>作業時間については、日曜・祝日を除く午前8時から18時を想定しています。なお、解体等の大きな騒音を発生させる作業については「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく特定建設作業となり作業時間の指定及び騒音・振動に関する規制が定められておりますので、これらに遵守し作業を行います。</p> <p>詳細は、改築工事前に実施する工事説明会において説明させていただきます。</p>
16	工事	建設納期が近くなっても決められた作業日、時刻は守るよう徹底してほしい。	工事請負業者に対し、いただいたご意見を周知徹底してまいります。
17	工事	工事中に建設作業員が鉄パイプ等を投げて地面に置くと音が響くため、気を付けてほしい。	工事請負業者に対し、いただいたご意見を周知徹底してまいります。
18	工事	工事期間中に作業車両が駐車することで、近隣の住宅の車両が出入り出来ないなど、迷惑がかからないようにしてほしい。	工事請負業者に対し、いただいたご意見を周知徹底してまいります。

19	工事	工事業者の入れ替わりの際は、区から作業員に常に指示を出してトラブルにならないよう気を付けてほしい。	工事請負業者に対し、いただいたご意見を周知徹底してまいります。
20	工事	夜間や休日に建設業者とトラブルが発生した際の連絡先の提示と即時対応をお願いしたい。	工事請負業者に対し、いただいたご意見を周知徹底してまいります。
21	バス	改築後、利用者の送迎バス及び駐車場はどうか。	バスは引き続き利用者の送迎に使用いたします。敷地内に利用者の乗降を行う車寄せを確保いたします。 バスの駐車及び運行方法については現在検討中のため、検討が進んだ段階で改めてご説明いたします。
22	駐車	選挙日や施設への送迎時に一般の車両が駐車されることがあるが、今後はないように建設前に考慮してほしい。	敷地内に駐車スペースを確保いたします。運営再開後も公道に駐車するなど、近隣にお住いの皆様にご迷惑をおかけしないようにいたします。 なお、工事期間中は、作業内容によって工事車両が公道に駐車することが想定されます。 その際は、所轄警察署と協議を行った上で、交通誘導員を適切に配置し、安全に配慮いたします。
23	道路	利用者の人数に対して、周辺道路が狭いのではないかと。	建物規模及び用途に対して各種法令等で必要とされる道路の幅は、現状の道路幅で確保しています。 なお、本計画では、公共施設整備指針に基づき現況の道路に沿って幅2mの歩道を整備します。
24	その他	桜の木はどうか。	既存樹木の残置・移植・伐採については、建物の詳細な配置と併せて基本設計の中で検討していきます。 また、緑化については、「大田区みどりの条例」に基づき緑化計画を検討していきます。具体的な計画がまとまりましたら、ご説明いたします。